

寄附金等取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人禅文化研究所（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の受け入れ）

第2条 この法人は、禅及び禅文化の振興・普及活動を推進するため、個人及び団体から寄附金を募集し、次の各号の基準をすべて満たしている場合に受け入れることができる。

この法人が、定款第3条（目的）、第4条（事業）のために使用することを寄附者が理解していること。

寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。

その他、寄附金を受けることによってこの法人の活動の公正さを損なう恐れがないもの。

（寄附金の募集）

第3条 この法人は常時寄附金を募ることができる。

2 寄附金は、寄附金総額の最大100%まで管理業務に関する会計（法人会計）に充当することができる。

（受領書の送付）

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（情報公開）

第5条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第6条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程の施行日は、公益認定を受けて移行の登記をした日とする。